

# 全日本ボウリング協会 → JAPAN BOWLING

## 本協会 → この法人

### 公益財団法人 全日本ボウリング協会 競技者規程

#### (目的)

第1条 公益財団法人全日本ボウリング協会（以下「本協会」という。）は、我が国におけるボウリング競技を統括し、代表する団体としてボウリング競技者が適正かつ公正に競技を行うために、この規程を定め、ボウリング競技の普及、発展に寄与することを目的とする。

#### (競技者)

第2条 競技者とは、本協会会員及び日本のプロ競技者並びに日本におけるすべてのボウリング愛好者を競技者という。

#### (競技者の区分)

第3条 競技者の区分については、次のとおりとする。

(1) 登録競技者

本協会の加盟団体を通じて登録する者

(2) プロ競技者

職業として競技する者

(3) その他の競技者

職場、地域、友達等のグループ並びに個人として競技する者（以下「一般競技者」という。）

#### (規則の適用)

第4条 登録競技者は、本協会ボウリング競技規則に基づいて実施するものとする。

2 プロ競技者は、本協会ボウリング規則を基本とし、所属団体の細則により実施するものとする。

3 一般競技者は、本協会ボウリング競技規則に基づき実施するものとする。

#### (競技者の責務)

第5条 登録競技者は、競技者規程を順守し、競技を行うものとする。

2 プロ競技者は、プロとしての自覚を持ち、プロの名に相応しい競技を行うものとする。

3 一般競技者は、最低限のマナーを守り競技を行うものとする。

#### (役員の責務)

第6条 本協会及び加盟団体の役員は、常に品位と名誉を重んじ、登録競技者の模範となるよう行動しなければならない。

#### (共催等)

第7条 本協会又は加盟団体は、競技会等を開催する場合は、ほかの団体と共催し、又はほかの団体等から後援あるいは協賛を受けることができる。

#### (競技会参加資格)

第8条 登録競技者は、世界ボウリング連盟及び本協会が主催、共催、後援、協力並びに公認する競技会に参加することができる。

(報酬等の取扱い)

第9条 登録競技者は、世界ボウリング連盟及び本協会が主催、共催、後援、協力並びに公認する賞金、出場報酬（以下「賞金等」という。）のある競技会等に参加することができる。ただし、賞金等は「競技者に対する賞金、出場報酬及び補助金規程」に基づき受領するものとする。

(公認競技会等の開催条件)

第10条 本協会又は加盟団体が公認競技会等を開催する場合には、本協会の公認競技場を使用しなければならない。

(競技施設、設備、競技用具)

第11条 本協会は、競技会等に使用する競技施設、設備、競技用具等の適格を保証し、また、登録競技者の技術向上、安全を図るため、検査料を徴収し、それらのものを検査、認証することができる。

2 加盟団体及び登録競技者は、競技会において検査に合格したものを使用しなければならない。

3 競技用品等が健全な普及、発展を図る目的であると認めた場合は、その品目を指定し、本協会推薦、推奨品とすることができる。

(TV放映権)

第12条 本協会は、主催する競技会の放送権を放送局に与え、あるいはスポンサーを付けた競技会を開催し、その料金を請求、受領することができる。

(競技者の商行為及び届出義務)

第13条 加盟団体は、登録競技者が報道関係者からボウリングに関するニュース報道以外の特別取材を受ける場合、あるいは放送、座談会、映画、演劇等に出演する場合は、あらかじめ本協会に届出し許可を得なければならない。

(競技者の義務)

第14条 本協会が特別の目的をもって実施するキャンペーン等に対し、加盟団体並びに登録競技者は積極的に協力しなければならない。

(競技者規程の制定及び運用)

第15条 加盟団体は、本規程に基づき登録競技者規程を制定し実施しなければならない。

2 加盟団体は、登録競技者規程を制定、改廃する場合には、必ず本協会の承認を得なければならない。

3 加盟団体の資格審査委員会は、必ず5名以上の委員をもって組織されなければならない。

4 加盟団体の資格審査委員会は、本規程第4、5条の各号を審議し、その団体の決議を経て、登録競技者の登録を取り消す権限を有する。

5 加盟団体が判定したことに異議ある登録競技者は、本協会総務委員会に上訴することができる。

6 本協会総務委員会が審議し、理事会が承認した決定は最終決定とする。

(除名)

第16条 本協会は、加盟団体及び登録競技者が本規程に違反していると認めた場合は、その登録競技者が所属する加盟団体に対し、注意を与え、本協会主催事業と派遣競技会への登録競技者の参加禁止、あるいは当該団体を本協会定款第44条に基づき、除名することができる。

(ドーピングに関する事項)

第17条 本協会が実施するドーピング検査に選考された登録競技者は、検査に応じなければならない。

2 ドーピング検査において違反が発覚した場合は、本協会のアンチ・ドーピング規程及びドーピング検査実施規程に基づいて、処罰を受けるものとする。

3 本協会のアンチ・ドーピング規程及びドーピング検査実施規程は、最新の世界アンチ・ドーピング機構(WADA)及び日本アンチ・ドーピング機構(JADA)が制定している規程に基づいて制定した規程である。

(日本スポーツ仲裁機構への不服申し立て)

第18条 本協会のボウリング競技に関して行った決定に対する不服申し立ては、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。

(規程の改廃)

第19条 本規程は、理事会の決議を経て改廃することができる。

2 本規程の改廃を行った場合は、各団体に通達するものとする。